特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)　工事設計の審査 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書（工事設計に係る事項（申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備に係る工事設計を含む。）を記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 (2)・(3)　略 〔(1)・(1)　略〕 **別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書	**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)　工事設計の審査 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書（工事設計に係る事項を記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 (2)・(3)　同上 〔(1)・(1)　同上〕 **別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

1　通信方式				
2　送信機	(1)　定格出力			
	(2)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	(3)　発振			
	(4)　変調			
	(5)　製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3　空中線	(1)　型式及び構成		(2)　利得	

長

工　事　設　計　書

1　通信方式				
2　送信機	(1)　定格出力			
	(2)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	(3)　発振			
	(4)　変調			
	(5)　製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
3　空中線	(1)　型式及び構成		(2)　利得	

長

辺